

令和8年度渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定により定められた渋川市耐震改修促進計画に基づき、地震に強いまちづくり及び安全な住宅の整備を推進し、もって市民が安心して生活することができるよう、市内における既存住宅について耐震改修工事又は耐震シェルター等設置（以下「耐震改修工事等」という。）をした住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。</p>
<p>内容</p>	<p>耐震診断により上部構造評点（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された平屋建て又は2階建ての木造住宅の耐震改修工事等をする事業とし、次に掲げる条件を満たすものです。</p> <p>1 耐震改修工事の場合</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の規定による建築士であつて次のいずれかに該当する者（以下「建築士等」という。）が耐震診断、耐震補強設計及び工事監理をするもの</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了した者</p> <p>(2) 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者</p> <p>(3) 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者</p> <p>(4) 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をした者</p> <p>(5) 一般社団法人群馬県建築士会が行う木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講を終了し、建築士事務所、建設会社等に所属している者</p> <p>2 耐震シェルター等設置の場合</p> <p>65歳以上の高齢者のみの世帯又は障害者を含む世帯が居住している木造住宅で、建築士等が耐震診断を実施したもの</p>
<p>補助対象者</p>	<p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件をすべて満たすものです。</p> <p>(1) 木造住宅を市内に所有し、居住していること又は耐震改修工事等後に居住しようとしていること。</p> <p>(2) 次に掲げるものを滞納していないこと。</p>

	補助対象者	<p>ア 市区町村税（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した市区町村のもの）</p> <p>イ アに掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(4) 耐震シェルター等設置に限っては、次に掲げる高齢者のみの世帯又は障害者を含む世帯に属する者としてします。</p> <p>ア 高齢者 申請時に満65歳以上である者（申請日の属する年度の3月31日までに満65歳に達する者を含む。）</p> <p>イ 障害者 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(ウ) 群馬県知事の発行する療育手帳の交付を受けた者</p>
	補助対象経費	<p>補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。</p> <p>(1) 耐震改修工事の場合 耐震改修工事に要した費用（当該耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要した経費を含む。）</p> <p>(2) 耐震シェルター等設置の場合 耐震シェルター等設置に要した費用</p>
	交付金額	<p>1 耐震改修工事の場合 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、115万円を限度額とします。</p> <p>2 耐震シェルター等設置の場合 補助対象経費の2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度額とします。</p> <p>3 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>
	予算額	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、115万円です。限度額に達した時点で受付を終了します。</p>
交付 手 続	交付条件	<p>補助金の交付は、補助対象の住宅につき、1回限りとします。ただし、既に耐震シェルター等設置に対して本補助金の交付を受けた木造住宅について、新たに耐震改修工事を実施する場合は、この限りではありません。</p>

等

交付申請の方法、  
時期等

補助対象事業に着手する前日までに建築住宅課へ書面の提出にて申請してください。

渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。

#### 1 耐震改修工事の場合

- (1) 市区町村税の滞納のない証明書又はこれに代わるもの（本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は除く。）
- (2) 対象住宅の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (3) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業耐震改修工事等計画概要書（様式第2号）
- (4) 住民票の写し（市外に住民登録がある場合に限る。）
- (5) 耐震改修工事の設計図書
- (6) 耐震改修工事（耐震補強設計及び工事監理）に係る費用の見積書の写し及び数量算定書
- (7) 耐震診断の結果を証する書類及び耐震改修工事後の耐震診断の結果を証する書類の写し
- (8) 耐震補強設計及び工事監理を行う者の資格を証明する書類の写し
- (9) 建築確認通知書の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認めた書類

#### 2 耐震シェルター等設置の場合

- (1) 市区町村税の滞納のない証明書又はこれに代わるもの（本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は除く。）
- (2) 対象住宅の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (3) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業耐震改修工事等計画概要書（様式第2号）
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 耐震シェルター等設置に係る費用の見積書の写し
- (6) 耐震診断の結果を証する書類の写し
- (7) 耐震シェルター等設置の場所を示した図面等
- (8) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し（障害者に限る。）
- (9) その他市長が必要と認めた書類

【注1】(1)に掲げる書類は、申請時に住民登録をしている市区町村のものとします。

【注2】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の

	<p>真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>【注3】書類審査の他に、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から10日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。</p>
変更交付申請の方法、時期等	<p>申請内容又は交付決定の内容に変更（軽微な変更で、費用に変更が生じないものを除く。）があるときは、速やかに渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付（不交付）決定通知書の写し</li> <li>（2） 変更内容を明記した図面等</li> <li>（3） 費用に変更がある場合は、見積書及び数量算定書</li> <li>（4） 上部構造評定点の変更がある場合は、その内容がわかるもの</li> </ol>
変更の承認	<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知します。</p>
工事中止の方法	<p>耐震改修工事等を中止するときは、渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金工事中止届（様式第6号）に渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付（不交付）決定通知書又は渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更承認（不承認）通知書の写しを添えて提出してください。</p>
承継申請の方法、時期等	<p>補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人（以下「承継者」という。）が承継することができます。渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金承継申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付（不交付）決定通知書又は渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更承認（不承認）通知書の写し</li> <li>（2） 交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し</li> <li>（3） 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し</li> <li>（4） その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
承継の承認	<p>承継申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金承継承認通知書</p>

	(様式第 8 号) により承継者に通知します。
実績報告の方法、 時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月以内又はその日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金完了実績報告書 (様式第 9 号) にそれぞれ次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>1 耐震改修工事の場合</p> <p>(1) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付 (不交付) 決定通知書又は渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更承認 (不承認) 通知書の写し</p> <p>(2) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業耐震改修工事等実績概要書 (様式第 10 号)</p> <p>(3) 次に掲げる耐震改修工事写真</p> <p>ア 工事箇所ごとに耐震改修工事の工事前、工事中及び完成後の状況写真</p> <p>イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真</p> <p>(4) 耐震改修工事監理報告書の写し (建築士法第 20 条第 3 項の規定による監理報告書)</p> <p>(5) 耐震改修工事費 (耐震補強設計費及び工事監理費) に係る契約書及び領収書の写し</p> <p>(6) 住民票の写し (改修後居住する場合に限る。)</p> <p>(7) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 耐震シェルター等設置の場合</p> <p>(1) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付 (不交付) 決定通知書又は渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更承認 (不承認) 通知書の写し</p> <p>(2) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業耐震改修工事等実績概要書 (様式第 10 号)</p> <p>(3) 耐震シェルター等設置の工事前、工事中及び完成後の写真</p> <p>(4) 耐震シェルター等設置に係る契約書及び領収書の写し</p> <p>(5) 世帯全員の住民票の写し (改修後居住する場合に限る。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認めた書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告内容が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金確定通知書 (様式第 11 号) により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法	渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金請求書 (様式第 12

	号)を提出し、請求してください。
交付決定の取消し	<p>次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。この場合、渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、通知します。</p> <p>(1) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱及びこの要領に規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(3) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(4) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱及びこの要領の規定に違反したとき。</p>
補助金の返還	<p>次のいずれかに該当する場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。この場合、渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金返還命令書(様式第14号)により、通知します。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業耐震改修工事等計画概要書(様式第2号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更交付申請書(様式第4号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金工事中止届(様式第6号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金承継申請書(様式第7号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金承継承認通知書(様式第8号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金完了実績報告書(様式第9号)</p> <p>渋川市木造住宅耐震改修補助事業耐震改修工事等実績概要書(様式第10号)</p>

	申請書等の様式	式第10号) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金確定通知書(様式第11号) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金請求書(様式第12号) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号) 渋川市木造住宅耐震改修補助事業補助金返還命令書(様式第14号)
	取扱担当課	渋川市役所建設交通部建築住宅課(第二庁舎) 電話 0279-25-7191(直通) 0279-22-2111 メールアドレス ken-juu@city.shibukawa.gunma.jp